

◎新潟県告示第1162号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成24年9月21日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
井戸の坂地区	上越市大字長浜	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
ゴスノ山地区	上越市大字長浜	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
東の町地区	上越市大字長浜	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
薬師川地区	上越市大字長浜	次の図のとおり	土石流
田中川地区	上越市大字長浜	次の図のとおり	土石流
阿比多川地区	上越市大字長浜	次の図のとおり	土石流
長浜(2)地区	上越市大字長浜	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
長浜(3)地区	上越市大字長浜	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
長浜(4)地区	上越市大字長浜	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
長浜(4)地区	上越市大字長浜	次の図のとおり	土石流
籠町地区	妙高市大字籠町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
籠町(1)地区	妙高市大字籠町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山川(1)地区	妙高市大字籠町	次の図のとおり	土石流
籠町沢(1)地区	妙高市大字宮内	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所に備え置いて縦覧に供する。）

2 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
中永地区	長岡市中永	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

附ノ耕地沢東地区	長岡市中永	次の図のとおり	土石流
栖吉町東地区	長岡市栖吉町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
栖吉町西地区	長岡市栖吉町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
栖吉町地区	長岡市栖吉町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
風谷地区	長岡市栖吉町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
栖吉町(3)地区	長岡市栖吉町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
栖吉町(4)地区	長岡市栖吉町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
栖吉川支溪地区	長岡市栖吉町	次の図のとおり	土石流
水上川1地区	長岡市栖吉町	次の図のとおり	土石流
中橋川地区	長岡市栖吉町	次の図のとおり	土石流
森立川支溪地区	長岡市栖吉町	次の図のとおり	土石流
中橋川(2)地区	長岡市栖吉町	次の図のとおり	土石流
栖吉川支溪(3)-1地区	長岡市栖吉町	次の図のとおり	土石流
栖吉川支溪(3)-2地区	長岡市栖吉町	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

3 新潟地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
小熊甲地区	五泉市小熊	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小熊乙地区	五泉市小熊	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新潟地域振興局新津地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)